

# 「法学系」研究評価報告書

(平成13年度着手 分野別研究評価)

一橋大学法学部

大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構



## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

### 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

#### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

#### 2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価(教養教育(平成12年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)
- 分野別教育評価(法学系、教育学系、工学系)
- 分野別研究評価(法学系、教育学系、工学系)

#### 3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

### 分野別研究評価「法学系」について

#### 1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者(文部科学省)から要請のあった6大学(以下「対象組織」)を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の研究活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の5項目の項目別評価により実施した。

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準
- 3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

#### 2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームと部会(後記研究水準等の判定を担当)を編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、後記3の「意見の申立て及びその対応」を経た上で、大学評価委員会で最終的な評価結果を確定した。

#### 3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」の「1 対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、前記1の1)、4)及び5)の評価項目については、貢献(達成又は機能)の状況を要素ごとに記述している。また、当該項目の水準を、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。なお、これらの水準は、対象組織の設定した目的及び目標に対するものであり、相对比较することは意味を持たない。

- ・ 十分貢献(達成又は機能)している。
- ・ おおむね貢献(達成又は機能)しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献(達成又は機能)しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず(達成又は整備が不十分であり)、大幅な改善の必要がある。

また、前記1の2)及び3)の評価項目については、学問的内容や社会的効果の評価結果を記述している。

さらに、2)の評価項目においては、対象組織全体及び領域ごとの研究内容及び水準の割合を示している。この割合は、教員個人の業績を複数の評価者(関連分野の専門家)が、国際的な視点を踏まえつつ研究内容の質を重視して、客観的指標も参考活用する方針の下で判定した結果に基づくものである。また、3)の評価項目においても、2)と同様に教員個人の業績を基に、対象組織全体及び領域ごとの社会的効果の割合を示している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容とそれへの対応を示している。

「特記事項についての所見」は、対象組織が記述している特記事項について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて所見を記述している。

#### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名 一橋大学
- 2 学部・研究科名 法学部・法学研究科
- 3 所在地 東京都国立市中2丁目1番地
- 4 学部・研究科構成

法学部	法律学科
法学研究科	経済関係法専攻 公共関係法専攻 国際関係専攻

- 5 学生数及び教員数

### 学生数

学部学生数	1,134 名
大学院学生数	213 名

### 教員数

67 名

- 6 特徴

### (1) 一橋大学の沿革と理念

一橋大学は、1875（明治8）年に森有礼が私設した商法講習所にルーツがあり、東京商科大学（1920（大正9）年）を経て、1949（昭和24）年に新制の一橋大学となった。その研究活動の全般的理念として、第1にアカデミズムと実学の統合が目指され、それは「キャプテンズ・オブ・インダストリー」のキー・ワードの下に実業人の養成を目的としてきた伝統に基づく。このキー・ワードは、ここに「社会の発展に資するを志す直向で高潔な人間の努力」を見るトーマス・カーライルの言葉に由来する。第2に、「社会科学の総合的研究」が追求され、そのことは学則1条に規定されている。第3に、国際的視野をもった研究が唱えられ、これは産業の国際的発展を基礎にもっている。

### (2) 法学部の沿革

新制一橋大学の発足に当たって、商学部、経済学部と並んで、法学社会学部が開設された。東京地区に東京大

学と別個に独立の国立大学法学部が設置される必要性が認められ、1951（昭和26）年に法学部が独立した学部として歩みを開始した。1991（平成3）年に小講座制から大講座制に改組され、研究・教育をより統一的・全体的視野から捉え直すことが可能になった。当初は7大講座で出発したが、1996（平成8）年の4年一貫教育の実施に伴って、9大講座制が敷かれることになった。

### (3) 法学研究科の沿革

1953（昭和28）年に法学研究科が発足し、当初は経済法専攻として出発したが、現在では経済関係法専攻、公共関係法専攻、国際関係専攻の3専攻の体制がとられている。1995（平成7）年には、「研究者養成コース」とともに、高度専門職業人の養成を目指して、「専修コース」が設置された。さらに社会的・政策的な要請に応えるために、専担講座として、1997（平成9）年から順次「総合法政策分析講座」、「アジア太平洋国際関係講座」、「公共法政策分析講座」が設置された。大学院教育に重点をおいた組織体制を構築するために、1999（平成11）年に大学院の重点化を実現し、合わせて博士後期課程に「研究者コース」に加えて「応用研究コース」を設置して、社会人による専門研究と学位取得を可能にした。2002（平成14）年に、社会に開かれた大学院としての使命を果たすための中核的な組織として、総合法政策実務提携センターが設置された。

### (4) 法学部・法学研究科の理念

法学部・法学研究科の理念は、本学の研究活動の全般的特徴を踏まえて、法学の研究に取り組むことである。すなわち、社会の要求と結びついた法学研究、商学や経済学さらに歴史学や哲学などを踏まえた法学研究、国際関係と法学の相互交流に基づき国際的視野をもった研究などであり、このような研究理念に対してかつて「一橋法学」という表現が使われたこともあった。全学的に、かつての「キャプテンズ・オブ・インダストリー」に対して、現在ではあらゆるレベルにおける「キャプテンズ・オブ・ワールド」の理念が唱えられ、それに対応した新たな総合的発展が法学研究の分野でも模索されている。

## 研究目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 研究目的

(1) **社会科学の総合** 大学院の重点化を経た社会科学系総合大学における法学研究科として、変動期の社会における「社会科学の総合的研究」(学則1条)に法学・国際関係の分野から貢献し、そのための体制を整備する。

(2) **理論と政策の交流** 本学発足以来の「アカデミズムと実学の統合」の伝統を発展させ、政策提言を含め、国内・国際社会の現実的要請に対応できる法学・国際関係の研究体制の構築に取り組む。

(3) **研究のグローバル化** 現代社会においてグローバル化とローカル化が進展することを視野にいたした研究に取り組むとともに、国内外の研究交流を促進する法学・国際関係の研究体制の整備を目指す。

(4) **研究の高度化・先端化** 現代社会と学問の複雑化・多様化に対応して、法学・国際関係研究の高度化・先端化を推進する施策を講ずる。

### 2 研究目標

#### (1) 社会科学の総合

・法学と国際関係研究からなる本法学研究科組織の特徴を生かして、国際的視野を備え、法と政治の相互作用の視点をもった研究を推進する。そのために、研究交流を発展させ、共同の成果公表機会の拡充を図る。

・社会科学系を中心とした本学において、共同利用できる研究施設等の整備を行いつつ、他研究科の研究者との研究上の交流を促進するために、共同研究会の組織化や学際的学会及び研究会への共同参加等を行う。

・学際的な法学・国際関係研究に取り組むために、人文科学や自然科学との交流を含めて、国内外の大学・研究機関との連携研究や共同研究等を推進する。

・とくに国内外の社会から要請の高い紛争の予防・解決、情報化社会の法と政治、規制緩和等に関する研究に、組織的・体系的・学際的に取り組む。

#### (2) 理論と政策の交流

・司法改革等をめぐる法と政策の総合的研究を行うために、法曹・国家/地方公務員・企業法務担当者等の実務家との共同研究を行い、そのための組織体制を整備する。

・国際紛争の予防・解決に関して、研究成果を蓄積して政策提言を行う組織を構想し、その準備に取り組む。

・研究の社会的貢献を図るために、国際組織・政府・地方自治体・NGO・シンクタンク・市民等と協力して政

策提言等を行う。

#### (3) 研究のグローバル化

・外国からの研究者の受け入れ、スタッフの外国への派遣等の制度の充実を図り、研究環境の改善に取り組む。また、国際シンポジウム・セミナーの開催などを通じて、世界的水準の研究との交流を強化する。

・グローバル・スタンダードと国内の法・政治制度の整備等、グローバル化をめぐる法と政治の研究に取り組むとともに、日本にとり特に重要な意味をもつアジア・太平洋地域に関わる研究及び研究体制の整備に努める。

・世界的規模の学会、外国の学会および国際的なシンポジウムにおける研究報告や国際共同研究に基づく研究成果の公表等、研究成果を国際社会へ積極的に発信できるように、財政的・制度的支援体制を強化する。

#### (4) 研究の高度化・先端化

・研究の高度化のために、研究者の派遣・受け入れ制度の充実に努力し、とくに外国における研究機会を保障する制度を充実させる。

・日本における研究拠点としての役割を高めるために、学会を通じた研究の促進および研究成果の公表、他大学の研究者との意見交換等の活動を推進する。

・研究水準の向上のために、研究誌の刊行、シンポジウムの開催等、研究成果を公表する機会を充実させ、科学研究費の申請等によって研究資金の充実に努める。

・先端技術の発展にかかわる問題等、社会的・学問的に要請の高い新領域もしくは先端的問題について、法学と国際関係研究を中心に、学際的・政策的に研究する機構を整備し、研究成果の社会的還元を努める。

・自由な研究環境の確保を図りつつ、スタッフの年齢・性別・国籍・アプローチ等の多様性実現に努める。

・個人研究と共同研究のバランスを図りつつ、とくに若手研究者の育成のために、研究時間や研究成果発表の保障のための制度整備に努める。

・研究体制、研究の進め方、研究成果等について、内外の機関による評価を実施し、研究体制等の改善および研究の発展のために活用する。

## 評価項目ごとの評価結果

### 1 研究体制及び研究支援体制

ここでは、対象組織の「研究体制及び研究支援体制」の整備状況や「諸施策及び諸機能」の取組状況を評価し、その結果を「目的及び目標の実現への貢献度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

なお、ここでいう「諸施策及び諸機能」の例としては、学科・専攻等との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策、大学共同利用機関や学部附属施設におけるサービス機能などが想定されている。

#### 目的及び目標の実現への貢献度の状況

#### 【要素1】研究体制に関する取組状況

研究を活性化するための研究体制の整備については、研究の基本体制として6部門編成がとられ、部門単位の共同研究が展開されているのが特徴である。また、3専攻制と各専攻に増設された3つの専担講座は、研究基盤の確立と活性化に資するものと評価できる。

法曹如水会、法務如水会などを通じて、研究者と実務家との交流に力を入れ、その上にたって、総合法政策実務提携センターを設置している。

これらの点は、研究目的・目標に即した適切な体制の整備と評価できる。

研究者の流動性・多様性を高めるための研究体制については、2年任期の特別研究助手制度による若手研究者養成の制度を整備している点は評価できる。また、数は少ないが、任期付教員ポストによって外国人や実務家など多様な研究者の採用に努めている点も評価できる。

女性教員の採用についても女性教員比率を設定するなど、意識的な努力が傾注されていると評価できる。

研究成果公表の体制については、6回にわたって「教育研究活動報告書」を公表してきたことは評価できる。また、通常の紀要のほか、一橋大学大学院法学研究科叢書及び同選書に加え、欧文紀要を備えていることは評価できる。

#### 【要素2】研究支援体制に関する取組状況

研究支援に携わる研究者等の配置については、博士後期課程の大学院生をリサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント(TA)として配置し、教育・研究活動の支援などにあたらせ、また、部門ごとの共同研究室に研究室助手を各1名配置して資料収集などを含む研究支援活動に従事させている点は、人的資源の乏しいなかでの努力として評価できる。

施設・設備の円滑な利用体制については、所与の条件のもとでは努力がなされている。海外のデータベース検索システム(LEXIS等)を各研究室から利用できる体制をとっている点は評価できるが、法律資料室のCD-ROMの利用に制約があるなど、改善されるべき問題を残している。

共同研究の支援体制は、基本的には部門ごとに整備されているが、今後さらに総合法政策実務提携センターを中心とした新たな共同研究支援体制の構築が期待される。

#### 【要素3】諸施策に関する取組状況

プロジェクト研究の進行方策については、アジア諸国との共生の観点から共同研究に力を入れているのが特徴であり、さらに、「アジア地域の紛争解決と紛争後秩序形成」に関する研究プロジェクトを計画している。この点は研究目的・目標との関係で評価できる。また、総合法政策実務提携センターにおける「行政手続法の運用上の諸問題」、「プライベート・エクイティと経済活性化」、「法科大学院における法曹倫理教育の在り方」のプロジェクトが進行しており、さらに「早期企業再生の制度論」のプロジェクトが計画されるなど、プロジェクト研究が積極的に取り組まれている。

その際、プロジェクト研究においてリサーチ・アシスタント(RA)を有効に活用している点、プロジェクト研究と個人研究のバランスに配慮されている点も評価できる。

人事関係の方策については、総合法政策実務提携センター設置に伴って設けられた客員教授ポストを活用して、任期付で実務家教員を採用しようとしている点は評価できる。

必要な研究環境の整備方策については、全学利用の大学院棟に法学研究科専用フロアを設けて、各種研究施設の整備を計画している点は評価できる。

国際的共同研究・国際交流を促進するための体制については、社団法人如水会、財団法人一橋大学後援会の資金援助により、国際シンポジウム、国際交流、外国人の招聘によるセミナーを計画するなど、積極的な取組が行われている。

外部資金の導入については、科学研究費補助金の申請件数を増やすとともに、組織的取組への努力が要請される。

#### 【要素4】諸機能に関する取組状況

共同研究に対するサービス機能については、部門ごとに共同研究室を設置し、研究室助手を各1名配置して、資料収集を含む研究支援活動に従事させている点は評価できる。

また、施設・設備の共同利用に対するサービス機能については、法律資料室に専任の助手1名と交代で勤務する助手1名を配置し、研究資料の利用に必要な最小限のサービスを確保している。

#### 【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教職員、学生（特に大学院生）に対する周知の方法については、研究活動報告書を刊行しているほか、ホームページの充実を図っている点は評価できる。

また、学外者に対する公表の方法については、研究活動報告書の刊行とホームページの充実による広報活動を行っている。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

#### 特に優れた点及び改善点等

全体として「社会科学の総合」、「理論と政策の交流」、「研究のグローバル化」、「研究の高度化・先端化」という研究目的・目標に即してバランスのとれた体制が整備されている。

なかでも、「社会科学の総合」は当該組織のユニークな目標である。さらにそれが個々人の研究成果に反映されるためには、各教員の意識的な取組が必要である。

理論的に高度な研究をめざす一方、実務・政策との提携に重点を置いている点に、当該研究組織の大きい特徴がある。すなわち、法曹如水会、法務如水会を通じての

実務家との連携を強め、さらに総合法政策実務提携センターを設置していることは、特徴ある取組として高く評価される。その地理的状況からして、さらに開かれた交流、提携が促進されることが期待される。

研究のグローバル化の観点では、アジア・太平洋地域研究に重点をおいた研究体制の充実が注目される（専任講座の設置、プロジェクト研究の実施、国際シンポジウムの開催等）。

研究支援体制については、部門ごとに共同研究室を設け、研究室助手を1名ずつ配置して研究支援活動に従事させている点が注目される。

研究施設についても、全学利用の大学院棟に法学研究科の専用フロアを設けて、その充実が図られようとしている。これによって、研究室の分散が解消されることが期待される。また、情報化に対応して、各研究室からCD-ROMが利用できるようにするなど、一層の改善が望まれる。

外部資金の導入については、個人及び組織のより積極的な取組が期待される。

## 2 研究内容及び水準

ここでは、対象組織における研究活動の状況を評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に研究活動の学問的内容及び水準を判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「卓越」とは、当該領域において群を抜いて高い水準にあること、「優秀」とは、当該領域において指導的あるいは先導的な水準にあること、「普通」とは、当該領域に十分貢献していること、「要努力」とは、当該領域に十分貢献しているとはいえないことを、それぞれ意味する。

### 研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

研究活動の独創性の面で優れた研究については、対象組織は比較的小規模であるが、各領域の教員がそれぞれ自己の持ち味を活かしながら、研究目的・目標に即した高い水準の成果をあげている点で高く評価できる。

学内の5研究科の定期的共同研究は「社会科学の総合」の目標に基づくユニークな取組として評価できる。

他分野への貢献の面では、学内の他学科、学外の研究機関との共同研究、法律実務との交流、アジアにおける地域紛争問題の共同研究などを通じて、積極的に取り組まれていると評価できる。今後、特に学際的研究が、各教員の研究成果によりよく反映するよう努力が払われることが期待される。

先端技術の領域、総合法政策実務提携センターにおける共同プロジェクト、アジア地域の紛争解決に関する共同研究は、今後の発展性の面でも大いに期待できる。

研究のグローバル化・高度化・先端化については、多くの教員が国際学会で報告、講演を行い、また、国際シンポジウムを計画し、実施している。それらの報告、講演等が国際的に公表され、海外向けの成果の発信が積極的に行われていると認められる。しかし、国際シンポジウムの開催などの点で、一層の成果が期待される。

全体としていえば、少数精鋭で、基礎法学、公法学、刑事法学、民事法学、社会法学、国際法学、政治学などの各分野にわたって高い水準の研究が発表されている。

社会の要求との結合や国際的視野をもった研究という学部目標に沿った研究が、高度な理論水準を維持しつつ展開されている点は特筆すべきである。また、基礎理論の面でも優れた研究が見られる。とはいえ、分野や教員によってはばらつきもみられ、共同研究とのフィードバック体制など、組織的検討の余地もある。

「社会科学の総合」の目標は他大学にはみられない独自のものとして今後とも一層の発展が期待される。

しかし、これまでの具体的な研究成果からみて、その組織的発展になお努力が必要である。同様に、「理論と政策の交流」、「研究の高度化・先端化」についても、分野によってある程度のばらつきが生ずることはやむをえないとしても、より積極的な組織的取組が期待される。

一橋大学大学院法学研究科叢書及び同選書の刊行は、本研究科の研究の発展に寄与するところ大であり、継続的に刊行されることが望まれる。また、商学・経済学・歴史学・哲学などを踏まえた法学研究という法学部・法学研究科の理念に基づいて、他研究科との共同研究が実施されている点が重要な特徴である。そうした共同研究と個々人の研究内容が有機的に結合されれば、研究水準の一層の向上に寄与すると考えられる。

4大学連合（一橋大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学）を軸とした生命倫理や知的財産に関する共同研究の開始など、自然科学分野との連携についても積極的取組が始まっていることが注目される。

### 組織全体及び領域ごとの判定結果

#### （全領域）

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授32名、助教授5名、講師4名、計41名）の2割弱が極めて高く、5割強が高く、3割弱が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の2割弱が極めて高く、6割弱が高く、2割が相応、若干名が低い。
- ・ 他分野への貢献については、構成員の2割が高く、3割が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の3割強が卓越、3割強が優秀、3割が普通、若干名が要努力。

#### （法学領域）

- ・ 研究の独創性については、構成員（教授28名、助教授4名、講師3名、計35名）の2割弱が極めて高く、5割弱が高く、3割強が相応。
- ・ 研究の発展性については、構成員の2割弱が極めて

高く、6割が高く、2割弱が相応、1割弱が低い。

- ・ 他分野への貢献については、構成員の2割弱が高く、3割弱が相応。
- ・ 研究水準については、構成員の3割強が卓越、3割強が優秀、3割弱が普通、1割弱が要努力。

(政治学領域)

- ・ 研究の独創性については、構成員(教授4名、助教授1名、講師1名、計6名)のうち極めて高い及び高いに該当する教員がいる。
- ・ 研究の発展性については、構成員のうち極めて高い、高い及び相応に該当する教員がいる。
- ・ 他分野への貢献については、構成員のうち高い及び相応に該当する教員がいる。
- ・ 研究水準については、構成員のうち卓越、優秀及び普通に該当する教員がいる。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

ここでは、対象組織における研究の社会（社会・経済・文化）的効果について評価し、特記すべき点を「研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述」として示している。また、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その結果を「組織全体及び領域ごとの判定結果」として示している。

なお、業績の判定結果の記述の中で用いられている「極めて高い」とは、社会的に大きな効果をあげた非常に高い内容であること、「高い」とは、相当な効果をあげた内容であること、「相応」とは、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であることを、それぞれ意味する。

#### 研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述

法実務への寄与の面では、法曹如水会、法務如水会との連携による理論と実務の交流を通して実務性を備えた研究成果をあげていることは、高く評価できる。こうした交流は閉鎖的なものとなっていないが、地理的条件からしても、交流の開放性の確保に一層留意することが期待される。

法実務への影響の点では、特に刑事法学、民事法学、社会法学領域などにおいて、優れた業績がみられる。

法政策形成への寄与については、実学重視の研究成果に基づき法政策の立案に寄与している教員が多いことは評価できる。民事法学、公法学、社会法学、刑事法学の各領域において、この観点から見て優れた研究が見られる。

国際協力事業団によるカンボジア、ベトナム法制度整備事業への個人レベルでの参画や平成 14 年に設置された総合法政策実務提携センターの今後の活動が注目される。

地域との連携・協力の推進の面では、公開講座方式を中心として、地域との交流が展開されている。また、多くの教員が、地方自治体・地域的諸団体・NGO/NPO等の諸団体の活動に対し、様々な形で協力し、研究成果を広く世界に問うている。今後は、自治体のニーズに応じた自治体との直接的な協力・提携の在り方についても検討を進め、その協力・提携が一層促進されることが

期待される。

著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与という面では、基礎法学、公法学、社会法学、刑事法学などの領域で、専門的知識の普及に貢献する啓蒙的教養書が出版され、高い評価を受けている。

総じて、実務との連携という目標を設定してそれに意識的に取り組んでいるのが大きな特徴である。そして、その成果は、民事法学、刑事法学、公法学、社会法学などの各分野において、法実務への影響や法政策形成への寄与の点で具体的な成果をあげており、そのことは高く評価できる。また、質の高い啓蒙書によって専門知識の普及に貢献している教員が存在する。

さらに、安全保障、平和、外交問題に関する積極的な発言、著書の公刊によって社会的影響力のある活動をしている教員が存在する。また、国際的観点からの社会的寄与として、アジア地域の法制度整備事業への教員の積極的参加が注目される。法曹如水会及び法務如水会との交流、共同研究会の開催などを通じて、組織として、実務との交流を積極的に進め、法実務や法政策形成への寄与をはかっている点も評価できる。

対象組織は、比較的小規模の学部でありながら、社会への影響などの点でその存在感を大きくしていることは特筆に値する。また、実務との連携を強調しつつ、それに流されないで高度の理論水準を保持している点が評価できる。

#### 組織全体及び領域ごとの判定結果

##### （全領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 32 名、助教授 5 名、講師 4 名、計 41 名）の 2 割弱が極めて高く、5 割弱が高く、3 割弱が相応。

##### （法学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 28 名、助教授 4 名、講師 3 名、計 35 名）の 2 割が極めて高く、4 割が高く、3 割弱が相応。

##### （政治学領域）

- ・ 社会・経済・文化への効果については、構成員（教授 4 名、助教授 1 名、講師 1 名、計 6 名）のうち高い及び相応に該当する教員がいる。

#### 4 諸施策及び諸機能の達成状況

ここでは、評価項目「1 研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」の達成状況を評価し、その結果を「目的及び目標に照らした達成度の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

##### 目的及び目標に照らした達成度の状況

##### 【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

プロジェクト振興方策の実施状況については、前述のとおり、アジア諸国との共生の観点から共同研究が重視され、また総合法政策実務提携センターにおいて3つのテーマに基づくプロジェクト研究が進行中であるほか、「早期企業再生の制度論」のプロジェクトも計画されており、プロジェクト研究が積極的に取り組まれている。

総合法政策実務提携センターの設置に伴う客員教授の採用や刑事法部門にみられるベテラン弁護士の教授任用、公法・民事法部門での実務家客員採用計画など、人事面で実務家教員採用に向けての積極的姿勢が見られる。また、任期付教員の採用による人事の弾力化の努力がなされている。

女性教員については、5年間で法学・国際関係専攻で2人の専任教員を採用し(研究科全体では5名)、さらに女性教員比率の5%アップを計画するなどの努力が払われているが、一層の努力が期待される。

必要な研究環境については、法律資料室の整備、情報化への対応が進められているうえ、全学利用の大学院棟に法学研究科の専用フロアを設け、諸施設を統合することが計画されている。この計画の実現によって、研究環境は大きく改善すると考えられる。

科学研究費補助金などの外部資金の導入については、一層の努力が必要である。

国際的共同研究・国際交流を促進するための体制については、国際シンポジウムの開催、外国人研究者の招聘による国際交流セミナーの実施に見るべきものがある。大学間、学部間の学术交流については、それを名目にとどめず、実質的なものとするよう一層の努力が必要である。

##### 【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

共同研究に対するサービス機能については、共同研究室に配置された研究室助手や総合法政策実務提携センター担当の助手を置いてサービス機能の充実に努めていることは評価できる。業務水準の向上が課題となる。

施設・設備の共同利用に対するサービス機能については、法律資料室の利用について、所与の条件下で最大限の努力が傾注されていると認められる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

##### 特に優れた点及び改善点等

研究の国際交流、国際的共同研究に積極的に取り組んでいることが認められる。学部全体のプロジェクト研究への取組も積極的になされている。

人事関係の方策の効果については、実務家教員や客員教授制度の導入は順調に進行している。

女性教員の増加についても意識的な取組が見られる。

また、研究室助手をある程度高度な内容の業務を含む研究支援業務に従事させ、研究のサポート体制を敷いている点は評価できる。

---

## 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

---

ここでは、対象組織における研究活動等について、それらの状況や問題点を組織自身が把握するための自己点検・評価や外部評価など、「研究の質の向上及び改善のためのシステム」が整備され機能しているかについて評価し、その結果を「改善システムの機能の状況」として示している。また、特記すべき点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

### 改善システムの機能の状況

#### 【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

組織としての研究活動等の評価する体制については、自己評価報告や外部評価を定期的実施して、報告書を公表している点は評価できる。そして、個々の教員の研究活動等評価する体制では、教育研究活動報告書、外部評価報告書などによって、個々の教員の研究活動評価する体制を整えていると認められる。

外部者による研究活動等の評価を実施する体制では、外部評価を実施し報告書を公表している点は評価できるが、今後は、公式ホームページ上でも公開されることが期待される。

研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策については、自己評価委員会と将来計画委員会が連携して取組を進めていると評価できる。

#### 【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を活用するシステムの整備状況については、自己評価委員会のメンバーを含む委員によって将来計画委員会が設置されており、自己評価の結果が将来計画に反映される制度となっている。今後は、外部評価報告書などで指摘された問題点の改善に関する内部的検討結果を公表するのが望ましい。

評価結果を活用するシステムの機能状況については、外部評価による指摘もあり、独自の紀要を創刊したこと、法律資料室の利便性の向上などの整備がなされた。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、

改善の余地もある。

### 特に優れた点及び改善点等

自己評価と外部評価を実施し、その結果を紀要の創刊や法律資料室の改善に結び付けている点は評価できる。今後は、自己評価報告書のみならず、外部評価報告書についても公式ホームページ上で公開して、指摘された問題点の改善に関する将来計画委員会などにおける内部的検討結果を公表するのが望ましい。

## 評価結果の概要

### 1 研究体制及び研究支援体制

全体として、研究目的・目標に即してバランスのとれた体制が整備されていると評価できる。

これらの研究を支援する体制や研究施設についても、限られた条件のなかでの工夫や努力が見られ、この点も評価に値する。ただ、情報化に対応して、例えば各研究室からCD-ROMが利用できるようにするなど、一層の改善が望まれる。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

### 2 研究内容及び水準

基礎法学、公法学、刑事法学、民事法学、社会法学、国際法学、政治学などの各分野にわたって高い水準の研究が発表されている。社会の要求との結合や国際的視野をもった研究という学部の目標に沿った研究が、高度な理論水準を維持しつつ展開されている点は特筆すべきである。また、基礎理論の面でも優れた研究が見られる。とはいえ、分野や教員によって多少のばらつきもみられ、共同研究とのフィードバック体制など、組織的検討の余地もある。さらに、「社会科学の総合」及び「研究の高度化・先端化」については個人及び組織のより積極的な取組が期待される。

### 3 研究の社会（社会・経済・文化）的効果

実務との連携という目標を設定してそれに意欲的に取り組んでいるのが大きな特徴である。そして、その成果は、民事法学、刑事法学、公法学、社会法学などの各分野において、法実務への影響や法政策形成への寄与の点で具体的な成果をあげており、そのことは高く評価できる。また、国際的観点からの社会的寄与として、アジア地域の法制度整備事業への教員の積極的参加が注目される。さらに、安全保障、平和、外交問題に関する積極的な発言、著書の公刊によって社会的影響力のある活動をしている教員が存在するなど、この分野でも積極的な取組がみられる。

### 4 諸施策及び諸機能の達成状況

研究の国際交流、国際的共同研究への積極的な取組、実務家教員採用への積極的な取組、研究助手の配置など

によるサポート体制の整備などの点で、これまでの取組は評価に値する。他方、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に、より積極的な努力を払うことが期待される。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

### 5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

自己評価と外部評価を実施し、その結果を紀要の創刊や法律資料室の改善に結び付けている点は評価できるが、外部評価報告書の公表など、一層の努力が要請される部分もある。

以上のようなことから、この項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

## 特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

### 1 対象組織の記述

最後に、本研究科の研究目的及び目標との関連において、特筆すべき事項や今後の課題について記載する。

(1) 社会科学の総合 本学の基本理念である社会科学の総合に関しては、本研究科は、法学と国際関係からなる研究組織としての特徴を生かし、これまで数多くの研究成果を生み出してきたほか、学内外の研究組織との共同研究などを通じて、学際的・国際的な研究を精力的に推進してきた。今後は、そのような研究成果をふまえつつ、とりわけ東京工業大学などとの4大学連合の枠組みを通じて、社会科学の総合を超え、社会・人文・自然諸科学の総合を目指した、より広域的・複合的な研究にも取り組むことにしたい。

(2) 理論と政策の交流 本学における実学重視という伝統は、法曹如水会や法務如水会を通じた法曹関係者や企業法務関係者との共同研究として結実しており、多数の教員が国や地方自治体等の審議会などに参加し、政策提言や研究の社会的還元を積極的に行ってきたことも特筆される。2002年度には総合法政策実務提携センターが設立されたことにより、理論と政策の交流という目的をより組織的に推進するための体制が整い、既にいくつかの具体的なプロジェクトが立ち上げられている。

(3) 研究のグローバル化 本研究科では、これまで数多くの国際シンポジウムやセミナーを開催するなど、研究のグローバル化に貢献してきた。平成14年度の文部科学省・COE企画の申請テーマである「アジア地域の紛争解決と紛争後秩序形成」は、これまで本研究科がアジア・太平洋地域研究を重視し、そのための研究・教育体制を整備し、研究実績を積み重ねてきたことに裏付けられたものであり、国際関係と法学の連携による研究という点でも、本研究科の特色が反映されたものである。

(4) 研究の高度化・先端化 上記の4大学連合や総合法政策実務提携センターは、まさに高度で先端的な研究を目指すものであり、そのための多彩な研究者の招聘やその流動性の向上により、研究目的達成への大きな貢献が期待される。研究結果の公表という点では、従来の『研究年報』から『一橋法学』に移行したことにより、論文等の掲載量は飛躍的に増大した。さらに、研究成果の公表や評価に関しては、充実した研究成果報告書を公表し、外部評価を実施してきたが、今後ともこれらを継続することにより、不断の自己点検と改善に努力したい。

### 2 機構の所見

少人数ながら、設定した目的、目標に基づいて、組織としても個人としても、バランスを保ちながら高い水準で成果をあげていると評価できる。

将来において左に掲げられた方向での研究を推進するためには、現在の人員では限界もあるが、基礎的あるいは純理論的研究の展開にも留意しつつ、バランスの取れた研究の発展に努めることを期待する。